

# 市営霊園での工事について

## 1 工事着工前

墓碑等工事着工日の3日前までに『墓碑等設置工事施工届』及び『設計図・平面図』を提出してください。

※『設計図・平面図』には、設置施設の高さや寸法を明記してください。

## 2 工事日時

開園日の8：30～17：00

※お盆・春秋彼岸・三が日は工事ができません、あらかじめご了承ください。

## 3 工事中について

- ・車両は指定場所へ駐車し、ほかの車両の迷惑にならないようにすること。
- ・発生した残土等はすべて持ち帰ること。
- ・水汲み場を使用する際は、排水溝のつまりの原因となる行為をしないこと。  
(コンクリートを流す、作業の道具を洗う等)
- ・区画境界標は動かしたり、抜いたりしないよう注意すること。
- ・工事区画を越境して施工をしないこと。
- ・設置基準を厳守し施工をすること。

設置基準については後述参照

## 4 工事完了後

工事完了後に『墓碑等設置工事完了届』を提出してください。木曜日に完了検査を行い、施工業者宛に検査結果の通知を送付いたします。

完了検査の立会は原則不要ですが、立会を希望する場合は、『墓碑等設置工事完了届』の備考欄に記載するか、提出時にその旨を職員に申し出てください。

### ●検査開始時間

国分霊園	14:00～
今泉第一・第二霊園	14:30～
並木霊園	15:00～

※前後する場合がございます、あらかじめご了承ください

## 5 その他

- ・営利行為は禁止です。
- ・広告類や宣伝物等の掲示・配布は禁止です。
- ・霊園管理上支障のある行為は禁止です。
- ・必要があれば市職員の指示に従ってください。

## 6 届出提出先および連絡先

- ・土浦市環境衛生課

TEL 029-826-1111 (内線2461・2407)

- ・今泉霊園管理事務所 (今泉霊園で工事の場合のみ)

TEL 029-862-1108

## 墓碑等の設置基準

### 墓地に設置できる施設の設置基準

区 分	基 準 内 容
種類及び数	1 墓碑、墓誌、カロウト、香炉、供物台及び塔婆立は各 1基とし、灯ろう、花立ては各1対とする。 2 地蔵尊は、1基とする。
墓碑の高さ	通路面から2.5メートル以下とする。
墓誌の高さ	通路面から1.5メートル以下とする。
墓碑の配列	墓前通路側を正面として設置する。

### 墓地の基礎部分等の施工基準

区 分	基 準 内 容
土 留	1 盛土の高さは、通路面から0.5メートル以下とする。 2 盛土は、石材、コンクリート、鋼材その他これらに類 する材料を用いる。 3 土留工事は、傾倒しないように施工する。
外 柵	1 土留の上に作る。 2 高さは土留を含めて通路面から0.6メートル以下と する。 3 石材、コンクリート、鋼材その他これらに類する材料 を用いる。
植 栽	高さは、設置面から1.5メートル以下とする。

墓碑等を設置する際は、以下のことを参考に施工してください。

- 1 地面を締め固め機等でよくつき、固める。
- 2 砕石等を敷き、よく転圧する。
- 3 基礎コンクリートは、必要な強度が出るように鉄筋を入れる。

( 参 考 図 )

